

料 金 表

(利用者負担金)

☆介護給付サービス分

要介護度数	算定根拠(単位/日)					1日あたり		1か月(30日)あたり
	介護報酬 単位(a)	日常生活継続 支援加算(b)	栄養マネジメン ト加算(c)	看護体制 加算(I) (d)	(注) 処遇改善 加算(I)	サービス費 (10割)	利用者負担 (1割※)	
要介護 1	547	36	14	12	36	約 6,540 円	約 655円	約 19,619 円
要介護 2	614	36	14	12	40	約 7,260 円	約 726円	約 21,778 円
要介護 3	682	36	14	12	44	約 7,990 円	約 799円	約 23,968 円
要介護 4	749	36	14	12	48	約 8,710 円	約 871円	約 26,126 円
要介護 5	814	36	14	12	52	約 9,409 円	約 941円	約 28,221 円

(注)1ヶ月の合計単位の5.9%が処遇改善加算の単位となります。上記処遇改善加算は、1日に換算した場合のおおよその単位となります。

計算方法 (1ヶ月の利用料金)

- ①: $(a+b+c+d) \times \text{利用日数}$
- ②: ① $\times 5.9\%$ … 処遇改善加算
- ③: $(① + ②) \times 10.14 \times 10\%※$
(地域加算: 1単位=10.14円)

※65歳以上の方のうち、本人の合計所得金額が160万円以上、年金収入のみの場合であれば単身で280万円以上(2人以上の場合346万円以上)ある方にはサービス費の利用者負担が2割となります。

入院・外泊時の負担金について(1日246単位)

病院又は診療所への入院をした場合及び居宅に外泊をした場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき約265円をご負担いただきます。

その他の加算について

・初期加算(1日30単位)

入所した日から起算して30日以内の期間については、1日につき約30円が加算されます。
また、30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も同様となります。

☆介護保険の給付とならないサービス分

	1日あたり	1か月あたり
食事の提供に係る標準負担額	1,380円	41,400円
居住費(多床室)	840円	25,200円

※所得に応じて軽減する制度があります。(区役所での申請が必要)

※1か月30日で計算しています。

サービスの種別	内 容
特別な食事	・要した費用の実費
理 髪	・理容 1回 1,720円 (パーマ、毛染めは別途料金がかかります)
日常生活に要する費用で本人の負担となるもの	・要した費用の実費 売店日の実費 ビール、ジュース等の飲みものの代金 健康管理費(インフルエンザ予防接種費・健康診断料ほか) その他、利用者本人独自の利用に供するもの

〒807-1131

北九州市八幡西区馬場山東三丁目11番1号

特別養護老人ホーム 第二倫尚園

TEL(093)619-0230

平成27年8月1日適用